

令和4年度希望荘主催セミナー

ごうりてきはいいりよ

合理的配慮と

けんせつてきたいわし

建設的対話を知ろう

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ごうりてきはいいりよ

障害者差別解消法の合理的配慮

ほうてきぎむかみす
法的義務化を見据えて

【講師】

またむら
又村 あおい

全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
発達障害連盟 常務理事(発達障害白書・JLニュース編集長)
内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に
関する検討会委員
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会
委員



** YouTube チャンネルにて動画配信 **

【公開期間】2023. 3/8(水) 9:30 ~ 3/23(木)

【参加費】無料 (データ通信費等は各自負担)



こちらへアクセス→ <https://kibousou.com/info/kibousou-seminar/>

民間事業者の皆様
ご存じですか？

令和3年の障害者差別解消法の改正により、3年以内の政令で定める日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮と聞くと、思いやりの行為と思いがちですが、社会的障壁を取り除くのは事業者の責務であり、建設的な対話を通じた個別の調整であることの認識が必要です。そして提供サービスを見直す機会になります。

希望荘では事業者の方々に向けて、合理的配慮の法的義務化に向けた取り組みとその具体例を解説するセミナーを開催します。

【お問い合わせ】熊本市障害者福祉センター希望荘 開館時間 9時~18時 休館日：火曜・祝日・年末年始

TEL 096-371-5533

FAX 096-364-5309

ホームページ <https://kibousou.com> メール kibousou@bz01.plala.or.jp

QRコード
(メールアドレス)

